

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険第1号保険料の減免に関するよくあるお問い合わせについて

問1 申請は郵送でも可能ですか、またオンライン申請はできますか。

答1 郵送による申請は可能です。窓口での感染拡大を防止するため、できるだけ郵便での申請をお願いしています。オンラインでの申請は受け付けておりませんので、HPから申請書を印刷して郵送していただくか、申請書を郵送しますので電話にてご連絡願います。

問2 令和3年中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合、減免申請はできますか。

答2 今回の減免の要件である前年の収入や所得には、確定申告をされた金額を用いています。そのため、令和3年中の所得の確定申告をまだされていない場合は、減免要否の判定をすることができません。確定申告をされてからご申請いただきますようお願いいたします。また、同一世帯内に18歳以上の未申告者（扶養控除の対象となっている方は除きます）がいる場合についても、減免額の正確な計算ができませんので、申告をしていただいてから減免の申請をしてください。  
また、申告をして間もない方については、申告書の写しも添付願います。

問3 主たる生計維持者とは、誰のことを指しますか。

答3 保険料減免を受ける被保険者と同一世帯に属し、世帯の生計を主として維持する方を指します。具体的には被保険者本人やその配偶者、子などが該当します。  
また、配偶者や子であっても世帯を別にしている場合は該当しません。

問4 減額となる要件に、収入が「前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいですか。

答4 業種によって収入形態は異なるため、減少見込み額の算出方法については画一的な方法を定めておりません。これまでの収入状況からご自身で今後の収入見込みを算出してください。記載にあたっては、様式第1号（第4条関係）別紙の令和4年中の収入額計算書欄に、申請月までの収入実績額と、これからの収入見込み額を月ごとに記入してください。

問5 申請月以降の収入見込みについて、どのように算出すればよいですか。

答5 問4の答にも記載したとおり、収入減少見込み額の算出方法については画一的な方法を定めておりませんが、下記の例も参考にいただき、申請月以降の収入見込み額について計算してください。

例1) 申請月までの収入実績額の1ヶ月あたり平均額を、申請月以降の月あたり見込み額として計上し算出

例2) 令和4年1月以降の収入実績額と、令和3年中の同一期間における収入実績額を比較し、前年比の減少率を計算した上で、申請月以降の収入見込み額を算出

問6 減少が見込まれる事業収入等について、株の取引による収入は含まれますか。

答6 事業収入等とは、事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のみを指すため、株の取引による収入などのその他の収入は含まれません。

問7 事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のうち、事業収入については、前年比10分の3以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、2つの収入を合計した場合には前年比10分の3以上の減少には達しません。この場合は減免要件 i に当てはまりませんか。

答7 当てはまります。事業収入等のいずれか1つでも10分の3以上の収入減少に該当すれば、要件 i に該当します。

問8 「保険金や賠償等により補填されるべき金額」に「特別定額給付金」などの給付金は含まれますか。

答8 国、県、町等から支給される各種給付金は、減少した収入から控除する額には含めません。

問9 事業収入について前年比10分の3以上の減少見込みなのですが、令和2年中の事業所得は0円となっていました。この場合、減免の要件に当てはまりませんか。

答9 減免要件 i、ii には該当しますが、令和3年中の事業所得が0円の方については、減免額が0円となります。

問10 同一世帯に2名以上65歳以上の介護保険第1号被保険者がいる場合、申請はそれぞれでする必要がありますか。

答10 申請は被保険者ごとに必要なため、それぞれで申請書を提出してください。ただし同一の主たる生計維持者に係る収入減少による減免申請の場合、様式第1号(第4条関係)別紙「令和4年中の収入額計算書」については1部だけの提出で構いません。